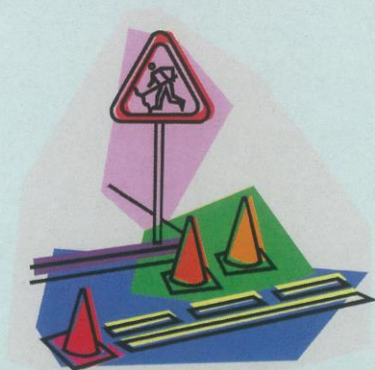


私道整備助成制度の手引き 〈舗装・排水設備〉



新宿区みどり土木部

私道とは…

私道とは、国・都・区で管理する公道以外の道路の名称です。

私道は、どんなに交通量が多くても公的機関で管理することはありません。私道に接している関係者や土地の所有者が、自らの責任で適正に管理する必要があります。

※公道とは、新宿区が管理する区道、東京都が管理する都道、国が管理する国道のことです。

私道整備助成制度とは…

私道所有者等の皆様が、区内の私道を整備（舗装または排水設備の工事）する場合に、一定の条件を満たしていれば、工事費用の一部を新宿区で助成する制度です。

助成を受けられる主な条件

私道整備に対する区の助成額は、区が算定する工事費の 80%です。

舗装工事の場合

- ①私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。
- ②私道全体を対象に舗装の新設及び改修をすること。
- ③一般の交通の用に供されている幅員 1.5m以上かつ利用戸数が2戸以上であること。
- ④私道の両端又は一端が、公道又は私道に接していること。
- ⑤再助成をうける場合は、著しく破損し、交通上支障をきたしていること。
- ⑥私道の新設でないこと。開発行為等による整備工事でないこと。

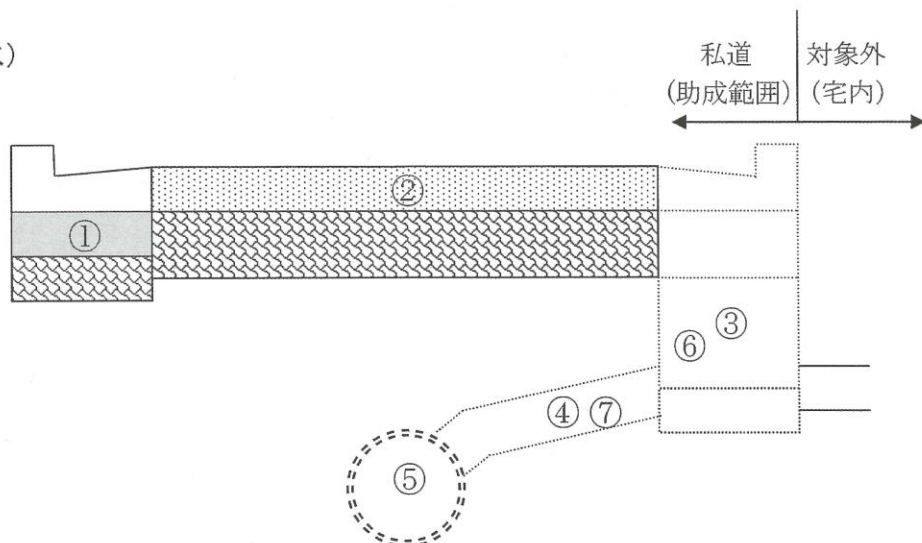
排水設備工事の場合

- ①私道敷地の土地所有者および私道に隣接する土地所有者等の全員の同意が得られること。
- ②私道排水設備の改修であること。（新設でないこと。）
- ③一般の交通の用に供されている幅員 1.5m以上の私道であること。
- ④私道排水設備の利用戸数が2戸以上あること。
- ⑤既設の排水本管が複数ある場合、排水本管を一本にまとめられること。
- ⑥助成する規模は、当該路線全体を対象とし、都が設置する下水排水施設に至るまでの改修とすること。
- ⑦再助成をうける場合は、著しく破損し、使用上支障をきたしていること。

※問い合わせ先 道路課工事調整係私道整備担当 ☎03-5273-3579

舗装と排水設備(下水)のイメージ【道路断面】

- ①L 形側溝
- ②アスファルト舗装
- ③汚水ます
- ④取付管(汚水)
- ⑤下水本管
- ⑥雨水ます
- ⑦取付管(雨)



助成を受ける前に…

整備する私道が、助成対象に該当するかの判断が必要です。区の職員が現地で調査をしますので、はじめに、私道調査願い の提出をお願いします。

「私道調査願い」は、区役所7階 道路課 で受け取るか、区ホームページでダウンロードし、必要な事項を記入の上、提出してください。

注意事項

(舗装工事の助成)

- ①埋設されている水道管、ガスパイプ、下水管の深さが45 cm以上必要です。
- ②車止め等により、一般の通行を妨げている場合や破損の原因者が明らかな場合等は、助成対象になりません。
- ③助成する規模は、当該路線全体を対象とします。小規模な補修工事等は助成対象になりません。
- ④特殊な舗装は、助成対象になりません。

(排水設備工事の助成)

- ①汚水ますの改修は原則として、1戸に1個となります。
- ②排水設備工事での舗装は、アスファルトコンクリートによる仮復旧とします。
- ③排水設備(ますや本管)の清掃は、助成対象になりません。
- ④宅内の排水設備は、助成対象にはなりません。

助成金の対象工事

舗装工事の場合

- ①アスコン舗装（総厚 5cm～25cm）
- ②透水性舗装（総厚 19cm・30cm）
- ③コンクリート舗装（総厚 30cm）
（既存コンクリート舗装の場合のみ対象）
- ④L形側溝
- ⑤雨水ます
- ⑥横断側溝
- ⑦取付管（雨水）
- ⑧縁石改修
- ⑨境石設置
- ⑩手すり設置
- ⑪階段補修（補強材あり）

排水設備工事の場合

- ①排水本管（内径 150 mm～300 mm）
- ②マンホール（本管人孔）
- ③汚水ます
- ④取付管（汚水）

申請するためには

（１）申請代表者の選任

※申請書を作成する際は、必ず私道助成を受ける路線の土地所有者、もしくは当該路線に面したお住まいの方から、皆さんで申請代表者を選んでください。

選ばれた申請代表者が、地元意見の取りまとめや助成申請に関する事項の責任者となります。

（２）必要書類

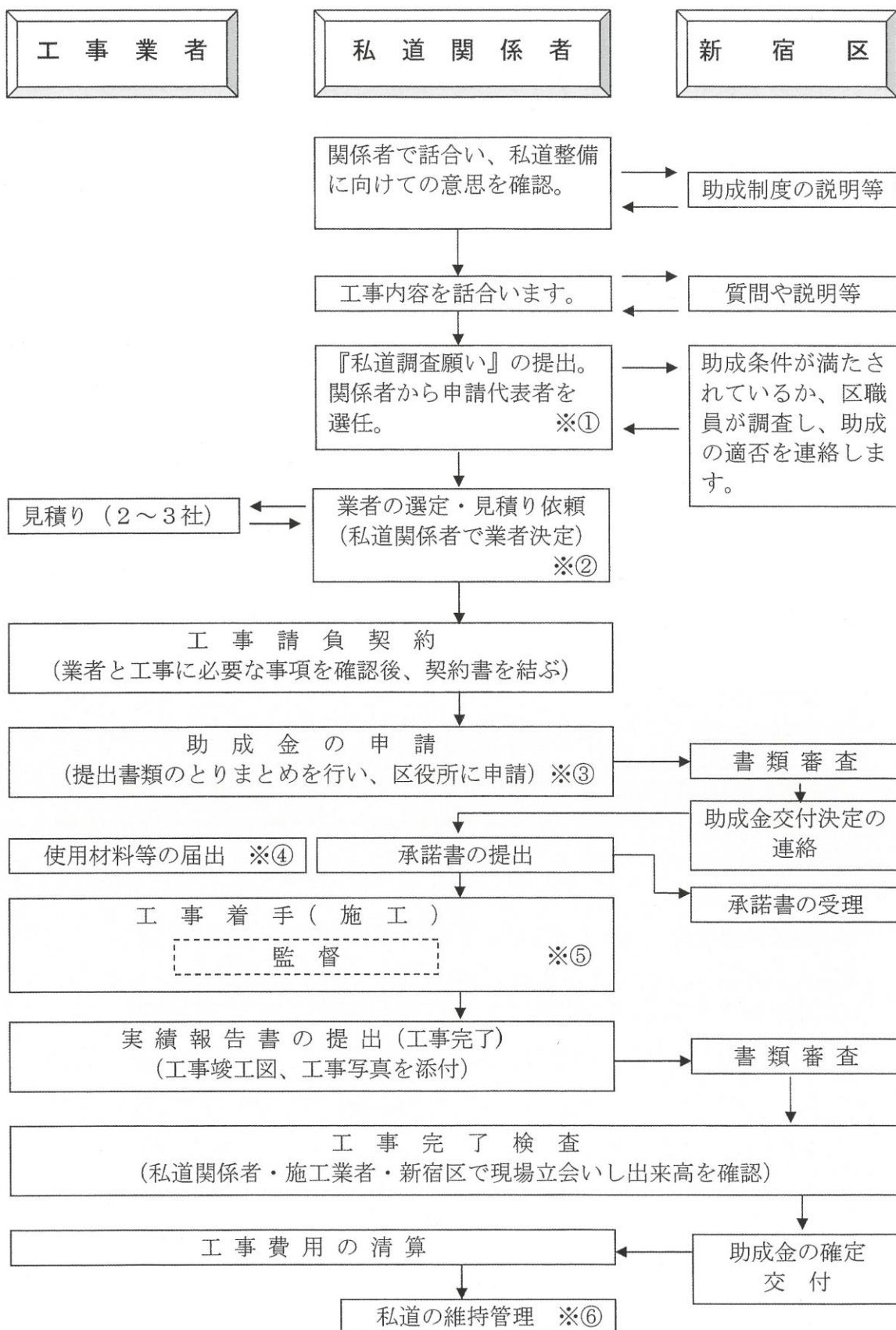
舗装工事の助成

- ①私道整備工事助成金交付申請書
- ②設計調書
- ③工事図面（面積計算書・数量内訳書）
- ④委任状（私道の土地所有者含む）
- ⑤誓約書
- ⑥公図（写）
- ⑦登記事項要約書（写）

排水設備工事の助成

- ①私道整備工事助成金交付申請書
- ②設計調書
- ③工事図面（都下水道局承認印のある図面）
- ④委任状
- ⑤土地使用承諾書（私道の土地所有者）
- ⑥土地所有者の印鑑証明書
- ⑦公図（写）
- ⑧登記事項要約書（写）

助成の流れ



※①

新宿区で助成の適否を判断しますので、申請の前に必ず私道調査願いを提出して下さい。

※②

建設業法に基づく事業者（排水設備の場合は、東京都指定排水設備事業者に限る）であれば、どの業者を選ばれても構いません。

複数の業者から見積りを取る等、内容をよく確認してから、契約する必要があります。

契約は、トラブルを起こさないため、契約内容として次の事項を含めた契約書を取り交わす必要があります。

㊦工事費用（工事内容が記載されたもの）

①工事期限および条件

㊧工事費の支払い方法

②違約条項

㊨補償条件

※③

土地使用承諾書には、所有者の実印と印鑑証明書を必ず添付して下さい。
その他の書類については、実印以外の印鑑でも構いません。

※④

㊦ 使用材料報告書の提出

① 産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の提出

※⑤

工事は地元の皆様が主体となって進めていくものです。契約内容と工事内容が違っていないか、皆様が工事の内容と進行を管理、監督することが必要です。

なお、工事内容の変更が必要な場合は、事前に区役所にご相談下さい。

※⑥

私道の舗装・排水設備は、地元の皆様の財産となります。皆様による定期的な維持管理（道路や雨ます等の清掃）や点検（特に排水設備）が必要です。

工事完了後も引き続き、一般の交通を妨げることは出来ません。（車止め等を設置することや駐車場にすることはできません。）

私道助成工事（舗装工事）の図面作成基準

1 図面

(1) 記載事項（別紙参照）

- ① 表 題（工事件名、申請者氏名[㊞]、申請者住所、工事場所、施工会社名[㊞]）
- ② 案内図（縮尺 1/1,500 程度、施工箇所を赤着色）
- ③ 平面図（基本縮尺 1/100、沿道を宅地毎に区分し世帯・所有者名等記入、三斜求積図の重ね図とする。）
- ④ 構造図（舗装、L 形溝、雨水ます、その他設置構造物）
- ⑤ 舗装面積求積表
- ⑥ 施工数量表
- ⑦ 凡 例（平面図共、工事箇所に着色）

(2) 折り方

図面は、表題及び案内図が表面となるようにし、A5 版折りにする。

(3) 提出部数

申請書、実績報告書 各 3 部（必要に応じて予備部数を求める場合がある。）

2 施工数量

面積・延長等は、現地の実測値を基に所定の端数処理を行う。

(1) 舗装面積

舗装面積は、三斜法にて L 形溝等を含む施工区域全体を求積し、控除対象を差し引いて求めることを原則とする。

① 三斜計算

各底辺及び高さの値は、実測値小数第 2 位以下を切捨て、小数第 1 位までとする。

② 控除計算

- ・ L 形用污水ます及び雨水ますは、L 形溝とは別に控除計算する。
- ・ 人孔、丸ます等は小数第 4 位を切捨て、小数第 3 位まで計算に使用する。
〔例 外径 90 cm の人孔→ 0.635 m^2 ($0.9 \times 0.9 \times 3.14 / 4 = 0.6358 \dots$)〕
- ・ 1 箇所 0.2 m^2 未満のものは控除しなくてよい。（電柱等）

③ 途中計算の端数処理はせず、最終面積値は小数点以下を切捨て整数値とする。

(2) 構造物施工延長

① L 形側溝等

- ・ L 形（コーピン）裏にて計測し、交差点又は屈曲点ごとにその延長を図面に記入する。
- ・ 数値は、各ブロックごとに小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで表示する。
- ・ 縁石等の敷設構造物もこれに準じる。

② 取付管（雨水）

- ・ 雨ます前から下水本管の中心までとする。
- ・ 箇所ごとに小数第 1 位（小数第 2 位切捨て）まで表示する。
- ・ 最低 0.5 m ／箇所とすることができる。

3 その他

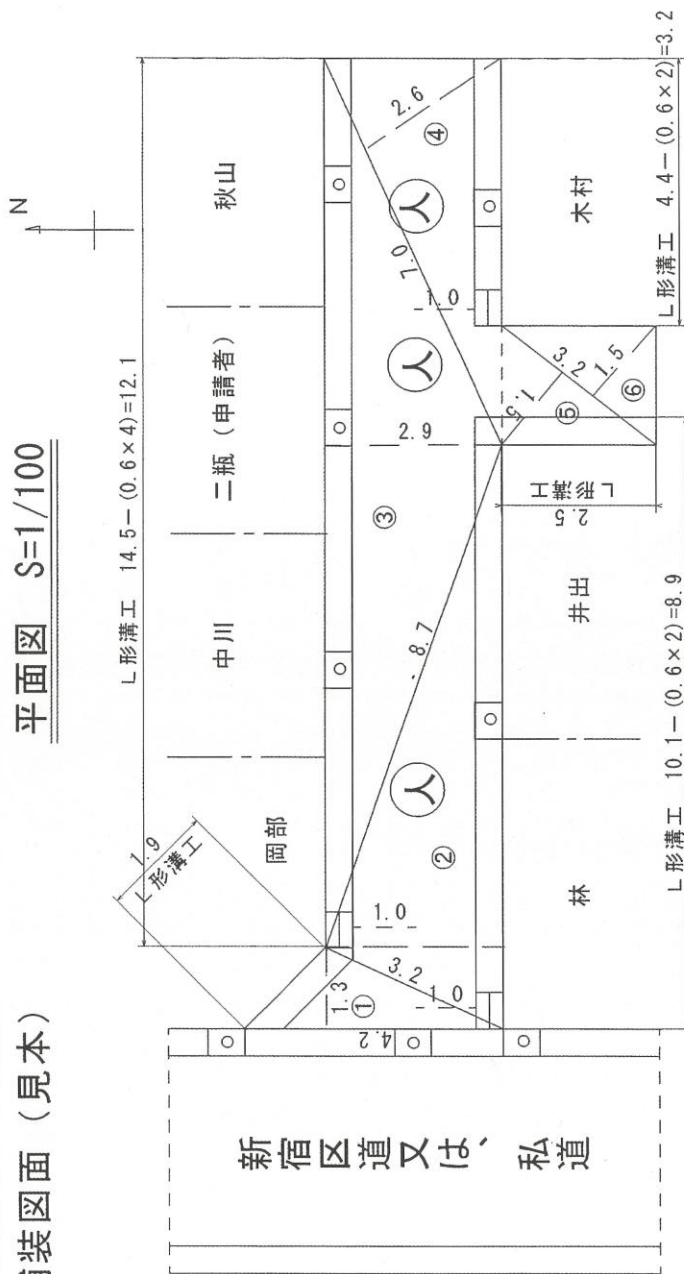
その他疑義が生じた場合は、区係員へ確認すること。

平面图 $S=1/100$

凡例

アスファルト舗装工 (総厚15cm)	
L形用兼水ます工 (内径350)	
取付管工 (内径150)	
既設人孔 (内径900)	
既設汚水ます (内径350)	

工種（形状寸法）	単位	数量
アスファルト舗装工（総厚15cm）	m ²	
Ｌ形用集水ます工（内径350）	m	
Ｌ形溝工（250A 改修）	箇所	
取付管（管径150）	m	



鋪裝面積計算書

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
①	4, 2	1, 3	5, 46	
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
計				
控除面積				
舗装面積				

圖 2-1-1

縮尺各図示

案内图 $S=1/1,500$

(工事箇所着色)

工事件名	
申請者	印
住所	
工事箇所	
施工業者	印

私道助成工事（排水設備工事）の図面作成基準

1 図面

- (1) 東京都排水設備要綱に従い作成する。
- (2) 記載事項（別紙参照）
 - ① 表 題（工事件名、申請者氏名[㊤]、申請者住所、工事場所、施工会社名[㊤]）
 - ② 系統図（施工箇所を赤着色）
 - ③ 平面図（沿道を宅地毎に区分し世帯・所有者名等記入する。）
 - ④ 構造図（汚水ます、人孔等）
 - ⑤ 施工数量表
 - ⑥ 凡 例（平面図共、に工事箇所に着色）
- (3) 折り方
図面は、表題及び案内図が表面となるようにし、A5版折りにする。
- (4) 提出部数
申請書・実績報告書 各3部（必要に応じて予備部数を求める場合がある。）

2 施工数量

延長・面積等は、現地の実測値を基に所定の端数処理を行う。

- (1) 本管延長
人孔間の中心を結び、それぞれの人孔内径の1/2を差引いた値とする。
小数第2位を切捨て、小数第1位までとする。
- (2) 取付管延長(汚水)
汚水ます裏から本管の中心までとする。
小数第2位を切捨て、小数第1位までとする。
- (3) 仮復旧面積
 - ① 本管延長に0.8mを乗じた値とする。
 - ② 本工事における取付管の合計より、汚水ます(0.5m)×箇所数を差引いた値に0.7mを乗じた値とする。
 - ③ 途中計算の端数処理はせず、最終面積値は小数点以下を切捨て整数値とする。

3 その他

その他疑義が生じた場合は、区係員へ確認すること。

平面図 縮尺 1/1000



圖面斷縫

縦 1/000
横 1/000

[illegible]

凡例	
円形汚水ます (内径350)	
L形用汚水ます (内径350)	
取付管 (管径150)	
円形人孔 (内径900)	
既設集水ます	

工種（形状寸法）	単位	数量
仮復旧工（密組3cm）	m ²	
取付管（管径150）	m	
円形汚水ます（内径350）	箇所	
L形用汚水ます（内径350）	箇所	
円形人孔（内径900）	箇所	

系統図 $S=1/1,500$

(工事箇所着色)

工事件名	
申請者	印
住所	
工事箇所	
施工業者	印

〈 舗装施工前 〉



〈 舗装施工後 〉



〈 排水設備（本管） 〉



〈 排水設備（ます） 〉



お問い合わせ

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号
新宿区みどり土木部道路課 工事調整係
☎5273-3579(直通)

印刷作成番号 2008-6-3805

平成21年3月作成

このパンフレットは、再生紙を使用しています。